

サプライチェーンでの脱炭素化推進事業委託 質問回答

番号	質問	回答
1	審査会への参加人数の上限はあるか。	特に上限は設けていない。ただし、会場の収容可能人数からすると、3名程度くらいまでかと考える。
2	「サプライヤー向け勉強会」について、「勉強会を開催するサプライチェーンの数は6グループ程度」とあるが、6グループというのはどのような意味か。	サプライチェーンの核となる大企業等の数でいうと6社程度ということである。核となる大企業等ごとのサプライチェーンが6グループ程度ということである。
3	「サプライヤー向け勉強会」について、「勉強会を開催するサプライチェーンの数は6グループ程度」とあるが、大企業では様々な製品を製造されているケースが多いことから、核となる1つの大企業等の中で、その製品に紐づくサプライチェーンごとに6回程度勉強会を開催してもよいのか。	より多くの県内中小企業に勉強会へ参加いただきたいことから、サプライチェーンの核となる大企業等の数でいうと6社程度ということにさせていただく。
4	「サプライヤー向け勉強会」については、会場開催、会場・オンライン併用開催、どれを想定されているか。	より多くの県内中小企業に勉強会へ参加いただける開催方法が望ましいと考えている。また、核となる大企業等のご要望も踏まえて、開催方法を調整していく必要があると考えている。
5	核となる大企業等としては、何か想定しているところがあるのか。例えば、脱炭素化の効果が高いところ、県内にサプライヤー中小企業が多いところなど。	本事業は県内中小企業の脱炭素化を促進させることが目的のため、その目的が達成できることがよいと考える。
6	企画提案書様式の「類似業務の受託実績」について、「契約書の写し等により請け負った内容を確認できる書類を添付すること」とあるが、契約者の名前が入ったものがよいのか。どのようなものを添付すればよいのか。	添付書類は、様式に記入いただいた内容の根拠となるものであることから、請け負った業務内容がわかるものと、差し支えなければ契約者の名前が入った契約書等が望ましい。
7	「サプライヤー向け勉強会」への参加者は県内企業のみか。	県内中小企業に多く参加いただきたいが、県外企業にも参加いただいても構わないと考えている。
8	企画提案書の提出部数は「正本1部、副本4部」とあるが、正本と副本に違いはあるのか。例えば、正本には企業名等を記載するが、副本には企業名等を記載しないなど。	正本と副本は同じものであり、副本にも企業名等の記載は必要。(副本については押印なしでも構わない。)
9	委託仕様書の「委託業務の内容」の「(1) サプライチェーン単位での脱炭素化の支援を実施するための情報収集」および「(3) 今後のサプライチェーン向け施策の検討」にて作成する報告書の分量の想定はあるか。	現時点で分量の想定はしていない。
10	核となる大企業等の業種はどのような業種を想定しているか。	県内にサプライヤー中小企業が多く存在する業種が望ましいと考える。
11	審査会のプレゼンテーションでは、提出する企画提案書のみを使用するのか。それとも、企画提案書とは別の資料を投影してプレゼンテーションを行ってよいのか。	提出する企画提案書とは別にパワーポイント等を用意いただいてよい。 ※説明会の際は、「現時点では、提出いただいた企画提案書のみを使用したプレゼンテーションを考えている」旨お伝えしましたが、上記のとおり訂正いたします。
12	企画提案書様式に「A4版2頁以内で記載すること」とあるが、四角の括弧内がA4版2頁以内ということでしょうか。	そのとおり。
13	企画提案書様式に「図表等のサンプルを併記または別添しても構わない」とあるが、「A4版2頁以内で記載すること」とは別に、資料を添付してもよいのか。	添付資料も含めて、A4版2頁以内での記載とする。
14	企画提案書様式の1ページ目への押印は、社印か、代表者印か、両方か。	代表者印があればよい。

15	核となる大企業等については、県内に事業場がなくてもよいのか。	県内にサプライヤー中小企業が多く存在するのであれば、核となる大企業等については県内に事業場がなくてもよいと考える。
16	グループ会社と共同で業務を受託することは可能か。その場合、受託や協働企業体はどのような形態、手続きとなるか。なお、グループ会社とは、親会社と親会社100%出資子会社2社の合計3社を想定している。	本事業では、共同企業体を想定したプロポーザル実施要領やプロポーザル審査要領としていないことから、共同企業体での受託は不可とする。ただし、再委託については、契約書(案)の第19条に記載のとおり、「あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる」としている。
17	標記公示内に添付されています「委託契約書(案)」に関して、35条 著作権 著作物を全て譲渡(先方は公表・他社に開示可能)について。 ●●(●●は質問者の名称。以下同様。)は提出した資料のすべてを譲渡する旨の記載がある。他の官公庁・自治体の案件にも類似の委託契約の記載があり、その都度文面で担当部門へ確認をしている。他の官公庁・自治体では、従前の●●が著作権を有する資料に関しては、今まで通り●●の著作物として利用できる旨を確認している。貴庁に関しても同様と考えてよろしいか。 もし従前の●●著作物に関して、弊社他の案件(官公庁・自治体・企業に対して)には使用できなくなる場合は、提出資料等に関して●●の著作物やノウハウの一切を当案件で利用・活用できなくなる。そのあたりは、従前の●●の著作物はその後も利用できるという認識でよろしいか。	受託者が従前から著作権を有する資料については、委託料支払い後も、引き続き受託者の著作物として利用できることとする。なお、このことを明確にするため、「サプライチェーンでの脱炭素化推進事業委託契約書(案)」を修正することは可能である。
18	「サプライチェーンでの脱炭素化推進事業委託プロポーザル実施要領」の P3「7(3) 提出方法」において、「下記 11 に示す場所に持参または郵送により提出(郵便の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。また、郵送した旨を電話で連絡すること。)」とあるが、宅急便(荷物お問合せシステムを活用)での送付による提出も認められるか。	認められない。「サプライチェーンでの脱炭素化推進事業委託プロポーザル実施要領」に記載のとおり、郵送(日本郵便株式会社が提供する郵便)または持参での提出とする。